

## 市立函館南茅部病院診療情報提供審査委員会要領

(平成18年9月1日市立函館南茅部病院長決裁)

(主旨)

第1条 この要領は、市立函館南茅部病院における診療情報の提供に関する要綱第9条第3項の規定に基づき、市立函館南茅部病院診療情報提供審査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 事務長
- (4) 看護長

2 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集、定足数等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことがで

きない。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、病院長から指示を受けた診療記録等の開示の可否の検討に係る患者（以下「開示検討患者」という。）の担当医師またはそれ以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聴き、またはこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

（決定）

第5条 委員会の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成により決する。

- 2 委員が開示検討患者の担当医師であるときは、当該委員は、当該開示検討患者についての決定に参加することができない。

- 3 前項の場合において、当該委員は、第1項の適用については、出席していないものとみなす。

（報告）

第6条 委員会は、検討した事項について決定したときは、別に定める報告書により病院長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事務において処理する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。